（支払の請求）

第二十条　実用発電用原子炉設置者等は、法第十七条の規定による支払の請求をしようとするときは、当該廃炉に係る費用に相当する額を記載した請求書に、その額を証する書類を添えて、機構に提出しなければならない。

（報告）

第二十一条　法第五十二条第一項の規定による報告は、毎事業年度終了後三月以内にしなければならない。

（使用済燃料再処理等実施中期計画の認可の申請等）

第二十二条　機構は、法第五十四条第一項前段の規定により使用済燃料再処理等実施中期計画の認可を受けようとするときは、様式第八による申請書に、次に掲げる事項を記載した使用済燃料再処理等実施中期計画及びその記載内容を証する資料を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一～三　［略］

2　機構は、法第五十四条第一項後段の規定により使用済燃料再処理等実施中期計画の変更の認可を受けようとするときは、様式第九による申請書に、変更後の使用済燃料再処理等実施中期計画及びその記載内容を証する資料を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第二十三条　法第五十四条第一項後段の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

（廃炉推進業務中期計画の計画期間）

第二十四条　法第五十五条第一項の経済産業省令で定める期間は、五年とする。

（廃炉推進業務中期計画の認可の申請等）

第二十五条　機構は、法第五十五条第一項前段の規定により廃炉推進業務中期計画の認可を受けようとするときは、様式第十による申請書に、次に掲げる事項を記載した廃炉推進業務中期計画及びその記載内容を証する資料を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　円滑かつ着実な廃炉の実施を図るための方針

二　計画期間内に実施される廃炉に係る実用発電用原子炉の存する工場又は事業所の名称及び所在地並びに廃炉に係る実用発電用原子炉の名称

三　計画期間内に実施される廃炉の工程の概要

四　円滑かつ着実な廃炉の実施を図るために計画期間内に実用発電用原子炉設置者等に対して求める取組

五　計画期間内に行う廃炉に関する技術の調査、研究及び開発に関する事項

六　計画期間内に調達し、維持管理し、又は実用発電用原子炉設置者等の共用に供する廃炉に必要な設備等に関する事項

七　その他廃炉推進業務の実施に関すること

2　機構は、法第五十五条第一項後段の規定により廃炉推進業務中期計画の変更の認可を受けようとするときは、様式第十一による申請書に、変更後の廃炉推進業務中期計画及びその記載内容を証する資料を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第二十六条　法第五十五条第一項後段の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一　提出者である機構の名称、主たる事務所の所在地又は代表者の氏名の変更

二　前号に掲げるもののほか、廃炉推進業務中期計画の趣旨の変更を伴わない変更

（身分を示す証明書）

第二十七条　法第七十条第二項において準用する法第六十六条第二項の証明書は、様式第十二によるものとする。

第二十八条・第二十九条　［略］

［新設］

（使用済燃料再処理等実施中期計画の認可の申請等）

第十二条　機構は、法第四十五条第一項前段の規定により使用済燃料再処理等実施中期計画の認可を受けようとするときは、様式第四による申請書に、次に掲げる事項を記載した使用済燃料再処理等実施中期計画及びその記載内容を証する資料を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

一～三　［略］

2　機構は、法第四十五条第一項後段の規定により使用済燃料再処理等実施中期計画の変更の認可を受けようとするときは、様式第五による申請書に、変更後の使用済燃料再処理等実施中期計画及びその記載内容を証する資料を添付して、経済産業大臣に提出しなければならない。

（軽微な変更）

第十三条　法第四十五条第一項後段の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一・二　［略］

［新設］

［新設］

［新設］

（身分を示す証明書）

第十四条　法第五十九条第二項で準用する法第五十五条第二項の証明書は、様式第六によるものとする。

第十五条・第十六条　［略］

備考　表中の［　］は注記である。